

まんのう 農業委員会だより



第19号

令和4年3月1日発行



そば畑 (琴南・島が峰)

編集・発行

まんのう町農業委員会(まんのう町役場2階農林課内)
まんのう町吉野下430番地 TEL0877-73-0105

ごあいさつ

まんのう町農業委員会 会長 中 浦 優



皆様には日頃より農業委員会活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本町農業委員会は昨年7月に改選を行い、19名の農業委員と26名の農地利用最適化推進委員で活動しており、町の農地・農業を守る為、委員一同、農地利用の最適化の推進に向けて取り組んでおります。農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加等の農業に対する課題が深刻化している現在、農業委員会の求められる役割が増大することが考えられます。

そのためには地域の農家の皆様と協力し、一体となってこれまで以上の活動を進める必要があります。今後とも一層のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、未だにコロナ禍で厳しい状況が続いておりますが、皆様のご健勝とご多幸をお祈りいたします。

こんなときはご相談を

○農地の売買（農地法第3条）

農地を耕作する目的で農地のまま売買・贈与をする場合、農業委員会の許可が必要となります。

○農地の転用（農地法第4条・第5条）

農地を農地以外の用途（住宅・事業用地等）に転用する場合、農業委員会を経由して県知事の許可が必要となります。

○農地の貸借・解約（農地法・基盤強化促進法・機構法）

農地を耕作する目的で農地のまま貸借する場合、申請が必要となります。
貸借の解約の場合、解約書等の提出が必要となります。

※申請は**毎月5日まで**に農業委員会にご提出ください。



遊休農地の調査

毎年8月から10月にかけて農地の利用状況を調査しています。調査後、現に耕作されていない優良農地の所有者に対して、農地利用の意向（貸付希望、耕作意思等）を確認しています。ご協力をよろしくお願いいたします。

農地の相続登記について

農地の所有者が亡くなると、法務局で相続登記を行う必要があります。相続登記をしないでいると、農地の売買や貸借、転用等の権利移動を行う際に様々な問題が生じます。将来のためにも早めに相続登記をしましょう。

農業委員・農地利用最適化推進委員名簿

あなたがお住まいの地域を担当している
農業委員・農地利用最適化推進委員に
お気軽にご相談ください。



農業委員会は、農地の貸し借り、売り買い、宅地などへの転用、その他農地や農業に関することについて相談を随時受け付けています。

地区名	委員	氏 名	電話番号	地区名	委員	氏 名	電話番号
琴南地区	農業委員	雨 霧 弘 造田	85-2648	満濃地区	農業委員	三 原 俊 雄 炭所東	79-2693
		山 口 靖 永 中通	84-2770			西 村 登 志 子 炭所西	79-3095
		西 岡 登 士 男 勝浦	84-2538			黒 木 輝 美 炭所西	79-2476
	農地利用最適化推進委員	中 山 孝 明 造田	85-2152			鈴 木 多 計 士 長尾	79-2798
		宮 川 竜 次 造田	85-2776			藤 井 清 吉野	79-2354
		小 山 明 男 中通	85-2951			高 橋 豊 文 吉野	79-2834
		松 葉 隆 司 勝浦	84-2721			松 浦 功 岸上	73-3309
		兼 若 香 寿 美 川東	84-2259			栗 田 美 博 四條	73-4125
仲南地区	農業委員	林 一 典 七箇	77-2667			中 浦 優 吉野下	73-5029
		鈴 木 勉 七箇	77-2292			近 藤 茂 義 東高篠	73-4364
		岩 倉 節 夫 帆山	78-3311			赤 股 誠 司 公文	75-0169
		臼 杵 慶 幸 追上	57-6007		農地利用最適化推進委員	畑 正 則 炭所東	79-3116
		白 川 清 茂 佐文	73-4362			宮 川 孝 徳 炭所西	79-2581
	農地利用最適化推進委員	鈴 木 雅 人 七箇	77-2630			小 野 貞 文 炭所西	79-2459
		松 崎 智 哉 七箇	77-2443			寺 嶋 修 司 長尾	79-3149
		三 野 公 宣 七箇				谷 本 貴 司 長尾	79-3071
		山 内 英 幸 大口	77-2935			渡 邊 壽 孝 吉野	79-3437
		増 田 治 新目	77-2832			有 信 隆 雄 吉野	79-3431
		増 田 稔 山脇	78-3520			楠 見 武 士 真野	73-3867
		近 石 義 則 貫田	73-5376			奈 良 耕 治 岸上	73-2877
		横 関 敏 則 佐文	73-5473			近 石 正 明 四條	75-1772
						高 鳥 義 光 吉野下	75-0456
						白 川 豊 明 羽間	73-5144
						森 浦 五 男 西高篠	73-4474



農業者年金に加入しましょう!

- 農業者年金は農業者のための国民年金の上乗せの公的な年金です。



ポイント

1

農業者なら誰でも入れる「**終身年金**」です!

※ 国民年金第1号被保険者かつ60歳未満の方

ポイント

2

一定の要件を満たす方には、
月額最大**1万円の保険料補助**

ポイント

3

加入で大きな節税効果!
保険料は**全額社会保険料控除の対象**

- 令和4年より制度が改正されます!

ポイント

1

令和4年1月から

若い農業者が加入しやすいよう
保険料が引き下げられます
(35歳未満の方は、月額1万円から加入できます)



ポイント

2

令和4年4月から

農業者年金の受給開始時期の
選択肢が広がります

(年金の受給開始時期を、ご自身で選択できます)

農業者老齢年金：65歳以上75歳未満

特例付加年金：65歳以上(年齢上限なし)



ポイント

3

令和4年5月から

農業者年金の加入可能年齢が
引き上げられます

(60歳以上65歳未満の方も加入できます)



詳しくは… 農業者年金基金

➡ <https://www.nounen.go.jp>



お問い合わせは、お近くのJAまたは農業委員会事務局まで

農地の貸借には香川県農地機構を活用しましょう

香川県農地機構は、離農者や規模縮小農家等から農地を借受け、規模拡大・新規就農等のために貸付け希望している方に貸付けます。

農林課に農地機構の農地集積専門員が駐在していますので、貸付・借受希望の方はご相談ください。

※ 借受の可否等は、農地の状況や借受希望等により異なります。



香川県農地機構は、農地の借受け・貸付けの中間的受け皿となり、農業の担い手への農地の集積・集約化を進める香川県知事指定の安心できる機関です。

公益財団法人
香川県農地機構

〒760-0068
高松市松島町一丁目17番28号
香川県高松合同庁舎
TEL(087)831-3211

全国農業新聞を読もう!!

「見やすい」
「分かりやすい」
紙面を追求して
週1回発行しています!

◆発行日／毎週金曜日

◆購読料／月額700円(税・送料込)

見本紙のご用命、購読のお申し込みはお近くの市町村農業委員会へ。

全国農業新聞ホームページからのお問い合わせや、メール (gyoumu@nca.or.jp) またはFAX (03-3261-5132) でも受け付けています。



ホームページはこちら

ホームページアドレス ●
<https://www.nca.or.jp/shinbun/>



まんのう町賃借料情報

令和3年1月から令和3年12月までに締結(公告)された農地の賃貸借における賃借料情報(10aあたり)は、次表のとおりです。

なお、この賃借料情報は、実勢の集計値であり、拘束力はありませんので、契約の際には、農地の貸し手と借り手がよく話し合った上で賃借料を決めてください。

締結(公告) された地域名	地 目	使用貸借 (賃借料0円) 筆数	賃借 筆数	うち賃貸借の 集計に用いた 筆数	賃借料		
					平均額	最高額	最低額
琴南地区	田	71	23	14	3,900	7,000	2,700
	畑	3	0	-	-	-	-
満濃地区	田	655	151	133	5,400	12,900	800
	畑	7	4	4	5,000	5,000	5,000
仲南地区	田	185	45	45	7,000	10,000	2,000
	畑	29	17	17	5,300	10,000	3,000
合 計	田	911	219	192	まんのう町平均 5,700		
	畑	39	21	21	5,200		

※1 賃借料の平均額、最高額、最低額の算出の基になるデータについて、賃借料が実質平均値の170%を超えるもの及び30%未満のものについては除外しています。

※2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。データ数が5筆に満たない場合は、表示していません。

※3 まんのう町の区域全体の平均額は、各地域各区分の平均値を対象筆数により加重平均した数値です。

農耕作業用自動車の届出について

道路運送車両法により小型特殊自動車の取り扱いになっている農耕作業用自動車(コンバイン、トラクター等で乗用装置付)の所有者等は、地方税法により軽自動車税の納税義務を負うこととなります。該当する車両を所有されている方は、**「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書」**による届出が必要ですので、まんのう町役場税務課に速やかに提出して**「標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。」**

農耕作業用自動車の届出は、道路を走行することの有無に関係なく必要です。

【お問い合わせ先】 まんのう町役場税務課 TEL.0877-73-0104

